

決議 RC/Res.6

2010年6月11日に、第13回本会合で、コンセンサスにより採択された。

RC/Res.6

侵略犯罪

検討会議は、

ローマ規程第12条1項を想起し、

ローマ規程第5条2項を想起し、

1998年7月17日の国際刑事裁判所の設立に関する国際連合全権外交会議により採択された決議F第7項も想起し、

侵略の定義に関した作業の継続に関する決議ICC-ASP/1/Res.1を更に想起し、また、侵略犯罪に関する規定についての提案を練ってきた侵略犯罪に関する特別作業部会に対し、感謝の念を表明し、

締約国会議が検討会議での審議のために提出した侵略犯罪についての規定に関する提案である、決議ICC-ASP/8/Res.6に留意し

できる限り早期に、侵略犯罪に関する裁判所の管轄権を行使することを決定した。

1. 国際刑事裁判所のローマ規程（以下、「規程」とする）の第5条2項に一致して、本決議の添付書類Iに含まれる規程の改正を採択することを決定する。その改正は、批准または受諾を条件とした第121条5項に一致して効力を発するものとし、また、いかなる国も、批准または受諾に先立ち第15条の2に言及される宣言をすることができることに留意する、
2. 本決議の添付書類IIに含まれる犯罪の構成要件に対する改正を採択することも決定する。
3. 本決議の添付書類IIIに含まれる上記の改正の解釈に関する了解事項を採択することも決定する。
4. 裁判所が管轄権の行使を始めた7年後に、侵略犯罪に関するこの改正の運用を検討することを更に決定する。
5. 全ての締約国に対し、添付書類Iに含まれる改正を批准または受諾することを求める。

添付書類 I

侵略犯罪に関する国際刑事裁判所のローマ規程の改正

1. 規程の第5条2項は、削除される。
2. 以下の文が、規程第8条の後に挿入される。

第8条の2

侵略犯罪

1. この規程の適用上、「侵略犯罪」とは、国の政治的または軍事的行動を、実質的に管理を行うかまたは指示する地位にある者による、その性質、重大性および規模により、国際連合憲章の明白な違反を構成する侵略の行為の計画、準備、着手または実行をいう。

2. 第1項の適用上、「侵略の行為」とは、他国の主権、領土保全または政治的独立に対する一国による武力の行使、または国際連合憲章と両立しない他のいかなる方法によるものをいう。以下のいかなる行為も、宣戦布告に関わりなく、1974年12月14日の国際連合総会決議3314(XXIX)に一致して、侵略の行為とみなすものとする。

- a) 一国の軍隊による他国領域への侵入または攻撃、若しくは一時的なものであってもかかる侵入または攻撃の結果として生じる軍事占領、または武力の行使による他国領域の全部若しくは一部の併合
- b) 一国の軍隊による他国領域への砲爆撃または国による他国領域への武器の使用
- c) 一国の軍隊による他国の港または沿岸の封鎖
- d) 一国の軍隊による他国の陸軍、海軍または空軍若しくは海兵隊または航空隊への攻撃
- e) 受け入れ国との合意で他国の領域内にある一国の軍隊の、当該合意に規定されている条件に反した使用、または当該合意の終了後のかかる領域における当該軍隊の駐留の延長
- f) 他国の裁量の下におかれた領域を、その他国が第三国への侵略行為の準備のために使用することを許す国の行為
- g) 他国に対する上記記載行為に相当する重大な武力行為を実行する武装した集団、団体、不正規兵または傭兵の国による若しくは国のための派遣、またはその点に関する国の実質的関与

3. 以下の文が、規程第15条の後に挿入される

第15条の2

侵略犯罪についての管轄権の行使

(国の自発的付託)

1. 裁判所は、この条の規定に従うことを条件として、第 13 条(a)および(c)項に従って侵略犯罪についての管轄権を行使することができる。

2. 裁判所は、侵略犯罪に関する管轄権については、30 の締約国が改正条項の批准または受諾を行った 1 年後にのみ行使することができる。

3. 裁判所は、規程の改正の採択のために必要とされるのと同じ締約国の多数により 2017 年 1 月 1 日以降に行われる決定に従うことを条件として、本条に従って侵略犯罪についての管轄権を行使するものとする。

4. 裁判所は、締約国が、裁判所書記に対して行う宣言によりかかる管轄権を受諾しないことを事前に宣言していない限り、第 12 条に従って、締約国が行った侵略行為から生じる、侵略犯罪についての管轄権を行使することができる。かかる宣言の撤回は、いつでも効力を有することができ、また 3 年以内に当事国により検討されるものとする。

5. 本規程の当事国でない国に関しては、裁判所は、その国の国民またはその領域において行われた侵略犯罪についてその管轄権を行使しないものとする。

6. 検察官が、侵略犯罪に関する捜査を進める合理的な基礎があると結論する場合には、まず最初に安全保障理事会が関係国により行われた侵略行為について決定を下したか否かを確認するものとする。検察官は、あらゆる関連情報および文書を含む、裁判所における事態を、国際連合事務総長に通知するものとする。

7. 安全保障理事会がかかる決定を下した場合には、検察官は侵略犯罪に関する捜査を進めることができる。

8. 通報の日から 6 か月以内にかかる決定が下されない場合には、検察官は、予審裁判部が第 15 条に規定する手続に従って侵略犯罪に関する捜査の開始を許可したこと、および安全保障理事会が第 16 条に従って別段の決定をしていないことを条件として、侵略犯罪に関する捜査を進めることができる。

9. 裁判所以外の機関による侵略行為の決定は、本規程の下での裁判所独自の認定に影響を及ぼすものではない。

10. 本条は、第 5 条に言及されている他の罪に関する管轄権の行使に関する規定に影響を及ぼすものではない。

4. 以下の文が、規程第 15 条の 2 の後に挿入される

第 15 条の 3

侵略犯罪についての管轄権の行使

(安全保障理事会の付託)

1. 裁判所は、この条の規定に従うことを条件として、第 13 条(b)項に従って侵略犯罪についての管轄権を行使することができる。
2. 裁判所は、侵略犯罪に関する管轄権については、30 の締約国が改正条項の批准または受諾を行った 1 年後にのみ行使することができる。
3. 裁判所は、規程の改正の採択のために必要とされるのと同じ締約国の多数により 2017 年 1 月 1 日以降に行われる決定に従うことを条件として、本条に従って侵略犯罪についての管轄権を行使するものとする。
4. 裁判所以外の機関による侵略行為の決定は、本規程の下での裁判所独自の認定に影響を及ぼすものではない。
5. 本条は、第 5 条に言及されている他の罪に関する管轄権の行使に関する規定に影響を及ぼすものではない。

5. 以下の文が、規程第 25 条 3 項の後に挿入される

3 項の 2 侵略犯罪に関して、本条の規定は、国の政治的または軍事的行動を、実質的に管理を行うかまたは指示する地位にある者に対してのみ適用されるものとする。

6. 規定第 9 条 1 項の第一文は、以下の文により置き換えられる

1. 裁判所は、第 6 条、第 7 条、第 8 条および第 8 条の 2 の解釈および適用に当たり、犯罪の構成要件に関する文書を参考とする。

7. 規定第 20 条 3 項の冒頭部分は、以下により置き換えられる。同項の他の部分はそのままである

3. 第 6 条、第 7 条、第 8 条または第 8 条の 2 までの規定によって禁止されている行為について他の裁判所によって裁判されたいかなる者も、当該他の裁判所における手続が次のようなものであった場合でない限り、同一の行為について裁判所によって裁判されることはない。

添付書類Ⅱ

犯罪の構成要件に関する文書の改正

第8条の2

侵略犯罪

序

1. 第8条の2の2項に言及されているいかなる行為も、侵略行為としてみなされることと理解される。
2. 武力行使が国際連合憲章と両立しないものであったか否かについて犯罪者が法的評価を下したことを証明する必要はない。
3. 「明白な」という用語は、客観的な基準である。
4. 国際連合憲章違反の「明白な」性質について犯罪者が法的評価を下したことを証明する必要はない。

構成要件

1. 犯罪者が、侵略行為を計画し、準備し、開始しまたは実施したこと
2. 犯罪者が、侵略行為を行った国の政治的または軍事的行動を、実質的に管理を行うかまたは指示する地位にある者¹であったこと。
3. 他国の主権、領土保全または政治的独立に対する国による武力の行使、または国際連合憲章と両立しない他のいかなる方法による、侵略行為が行われたこと。
4. 犯罪者が、かかる武力の行使が国際連合憲章と両立しないことを証明する事実的状况を認識していたこと。
5. 侵略の行為が、その性質、重大性および規模により、国際連合憲章の明白な違反を構成したこと。
6. 犯罪者が、国際連合憲章のかかる明白な違反を証明する事実的状况を認識していること。

注

1. 侵略の行為に関しては、一人以上の者がこれらの基準を満たす立場にあること。

添付書類Ⅲ

侵略犯罪に関する国際刑事裁判所のローマ規程に対する改正に関する了解事項

安全保障理事会による付託

1. 裁判所は、第 15 条の 3 の 3 項に従った決定が下され、また、30 の締約国による改正の批准または受諾の 1 年後の、いずれか後になったものより以降に行われた侵略犯罪に関してのみ、規程の第 13 条 (b) 項に従った安全保障理事会の付託を基礎として、管轄権を行使できると理解される。

2. 裁判所は、これに関連して関係国が裁判所の管轄権を受諾しているか否かにかかわらず、規程の第 13 条 (b) 項に従った安全保障理事会の付託を基礎として、侵略犯罪についての管轄権を行使するものと理解される。

時間的管轄権

3. 第 13 条 (a) または (c) 項の場合においては、第 15 条の 2 の 3 項に従った決定が下され、また、30 の締約国による改正の批准または受諾の 1 年後の、いずれか後になったものより以降に行われた侵略犯罪に関してのみ、裁判所は管轄権を行使できるものと理解される。

侵略犯罪についての国内管轄権

4. 侵略行為および侵略犯罪についての定義に対する改正は、この規程の目的のみのために改正すると理解される。改正は、ローマ規程第 10 条に従って、この規程の目的以外の目的のために現行のまはた発展する国際法の規則を制限し、またはその適用を妨げるものと解してはならない。

5. 改正は、他国により行われた侵略行為に関する国内管轄権を行使する権利または義務を創設するものとして解してはならないものと理解される。

他の了解

6. 侵略は、違法な武力の行使の最も重大且つ危険な形態であり、また、侵略の行為が行われたか否かの決定は、国際連合憲章に従って、関係行為およびその結果の重大性を含む、各々の特定行為のあらゆる状況についての審議を要すると理解される。

7. 侵略の行為が、国際連合憲章の明白な違反を構成するか否かを証明するにあたり、性格、重大性および規模の三つの構成要素が、「明白な」決定の正当性を示すために十分なものでなければならぬと理解される。どの単独の要素も、それ自体で明白性の基準を満たすには十分ではありえない。